

デマンドタクシー が運行を開始します。



平成19年2月1日 利用開始!

～町内全域どこへでも送迎可能です～

町では、平成19年2月1日(木)から、社会福祉協議会を運行主体とした新たな交通サービス「(仮称)城里町デマンドタクシー」の試行運転を開始します。これは、高齢者など交通弱者の方々が公共施設や医療機関へ出掛けやすい環境を整備するとともに、商業の活性化を図ることを目的としたもので、登録・予約をすれば町内どこへでも戸口から戸口へ送迎する乗り合いタクシー方式の交通サービスです。

デマンドタクシーとは？

デマンドタクシーとは、交通手段に不便を来たしている方を自宅や指定場所から目的地まで、乗り合いタクシー方式で送迎するサービスです。乗りたいたときに電話やファクシミリで予約をすれば、誰でも利用することが出来ますので、お気軽にご利用ください。

なお、現在運行している福祉バス・患者輸送バス・代替バスは、より利便性の高いデマンドタクシーへと移行すること、平成19年3月31日(土)をもって運行を終了します。(2ヶ月間は、福祉バス・患者輸送・代替バスとデマンドタクシーの併用運行をします)

利用日

毎週月曜日～金曜日
※土・日曜日・祝日および12月29日～1月3日までは運休となります。

利用時間

午前8時～午後4時

利用料金

300円/回
※3歳未満の方は無料となります。

その他

- ① 町内全域で利用することが出来ます。
- ② 営利目的の利用は出来ません。

利用方法は？

①事前登録

デマンドタクシーを利用するためには、事前登録が必要となります。利用を希望する方、および利用する可能性のある方(3歳未満も含む)は、「城里町デマンドタクシー利用登録票」に必要事項を記入の上、企画財政課へ郵送するか、役場本庁舎1階市民課、2階企画財政課、常北保健センター内健康福祉課、社会福祉協議会、または各支所へお持ちください。

- ◆登録用紙は、役場本庁舎1階市民課、2階企画財政課、常北保健センター内健康福祉課、社会福祉協議会、各支所にあります。
- ◆登録した方には、利用案内や登録証を送付します。

②予約

利用する際は、予約が必要となります。2日前から利用予約時刻の30分前までに、城里町デマンドタクシー情報センター(☎029-240-6000、☎029-288-7720)へお申込みください。

◆受付時間は午前7時30分から午後3時30分までとなります。

予約をする際は、①氏名②いつ③何時の便なのか(時刻表を参照)④どこから乗るのか⑤目的地はどこなのかをきちんと伝えてください。

- ◆時刻表は、利用者の指定する場所へ迎えに行く時間の目安となります。
- ◆デマンドタクシーは、通常のタクシーと違い、複数の方と乗り合わせになるため、待ち時間や到着時間が毎回異なります。時間に余裕を持って利用してください。
- ◆予約の変更やキャンセルをする場合には、すぐに連絡してください。

時刻表

午前	午後
8:00	12:00
9:00	13:00
10:00	14:00
11:00	15:00
	16:00

※時刻表は目安です

③チケットの購入

デマンドタクシーの利用料は、チケットでの支払いになります。利用する前にチケットを購入してください。

- ◆チケット(10枚綴り、3,000円分)は、企画財政課、社会福祉協議会、桂支所、七会支所で販売する予定です。(車内でも購入可能です)

※販売は平成19年1月15日(月)からの予定です。

問合せ

企画財政課企画調整係
☎029-288-3111
社会福祉協議会 (内線233)
☎029-288-7013

城里町 デマンドタクシー サービス案内

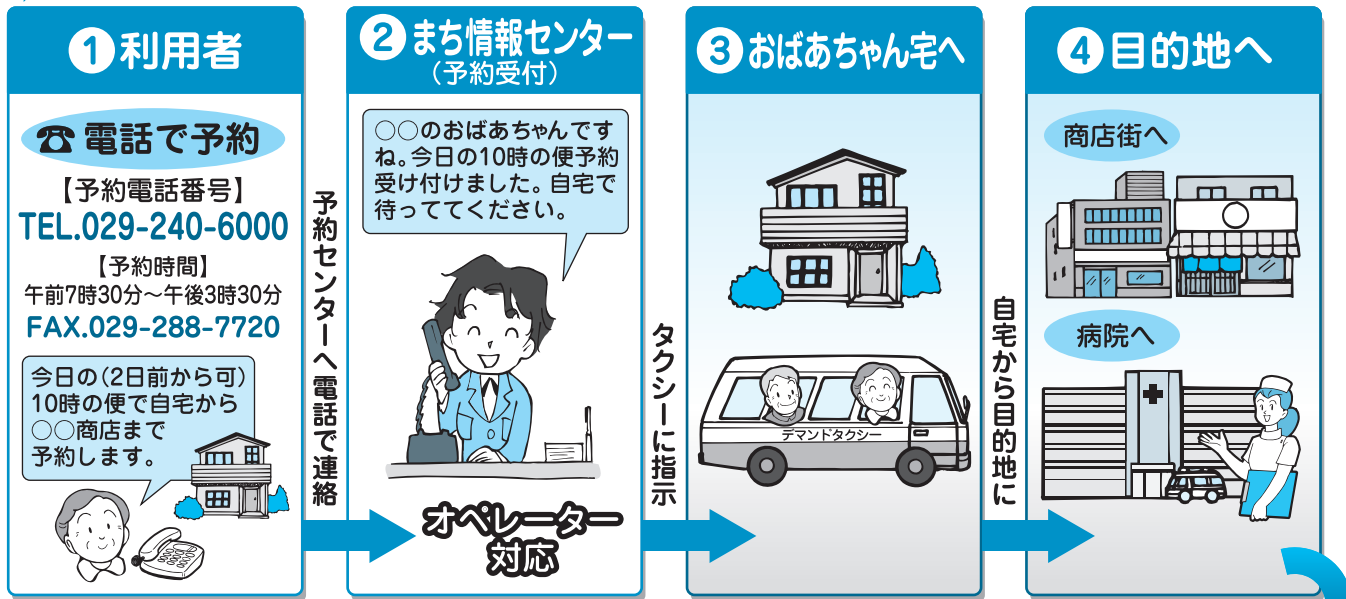
(平成19年2月1日利用開始)

出かけるとき、電話で予約しますと、自宅や施設まで迎えに行き、希望する町内の目的地までお送りいたします。

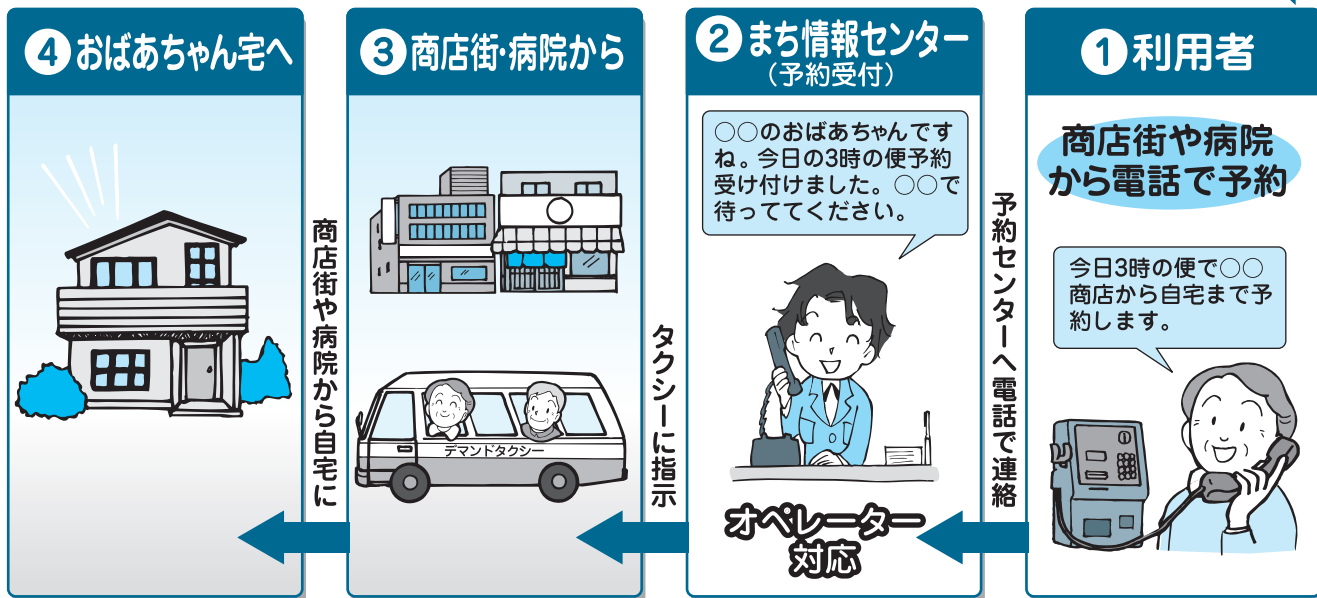
また、帰るときは、商店街や病院などに迎えに行き、自宅までお送りいたします。

▶ 出かけるとき ▶▶▶

※ご利用には、事前登録が必要です。



◀◀◀ 帰るとき



- 予約：2日前から当日利用時刻の30分前まで
- 受付時間：午前7時30分～午後3時30分
城里町デマンドタクシー情報センター

予約受付開始は、平成19年1月30日(火)からとなります。